

『相続に関してご用意いただく書類など』

確認欄	必要書類 ・該当する□に確認のレ点をつけてご利用ください		
☐	(イ)	相続人全員による手続きの場合 (相続人を確認するための戸籍)	㊦ ・法務局が交付する法定相続情報一覧図の写し(申出日から6ヶ月以内) 作成された場合は以下 ㊦ と ㊧ の戸籍謄本は不要です ㊦ ・被相続人(お亡くなりになられた方)の、お生まれから亡くなられた時まで 続いている戸籍謄本 ㊧ ・相続人の戸籍謄本または戸籍抄本(発行日から6ヶ月以内) ㊨ ・相続人全員の印鑑登録証明書(発行日から6ヶ月以内)在留証明書・サイン証明書 ※相続人の方が先に亡くなられている場合は、その亡相続人のお生まれから亡くなら れた時まで続いている戸籍謄本も必要となります。 ※相続人が兄弟姉妹の場合は、被相続人のご両親のお生まれから亡くなられた時まで 続いている戸籍謄本も必要となります。
		☐ 遺言書がある場合 ・下記(ロ)をご覧ください	☐ 遺産分割協議書がある場合 ・下記(ハ)をご覧ください
☐	(ロ)	①遺言公正証書がある場合	㊩ ・遺言書の正本または謄本 ㊪ ・被相続人(お亡くなりになられた方)の、亡くなられたことが記載されている 戸籍謄本 ※上記(イ)の ㊦ をご提出いただける場合は不要です。 ㊫ ・遺言執行者(指名あるいは遺言執行者選任審判書で選任されている場合) または相続預金を承継される方の印鑑登録証明書(発行日から6ヶ月以内)
		②自筆証書遺言書がある場合	・遺言書の原本および家庭裁判所の検認証明書 ・検認期日調書謄本(家庭裁判所発行)が必要な場合もございます。 ≪ お手続日は、検認日より相応の期間をいただきます ≫ ・上記 ① の ㊩ ・ ㊫ も必要となります。
		③遺言書情報証明書 (自筆証書遺言書)がある場合	・法務局が発行する遺言書情報証明書 ・上記 ① の ㊩ ・ ㊫ も必要となります。
		④その他の遺言書がある場合	・秘密証書遺言や危急時遺言書等 必要となる書類については直接お問い合わせください。
☐	(ハ)	①遺産分割協議書を作成した 場合	・法定相続人(相続人全員)を確認できる戸籍謄本 上記(イ)の必要書類をご参照ください。 ・遺産分割協議書の原本(相続人全員が参加) ・当庫預金等を承継される相続人の印鑑登録証明書(発行日から6ヶ月以内) ※作成時の相続人全員の印鑑登録証明書(作成時前6ヶ月以内)もご提出ください。
		②家庭裁判所の調停があった 場合	・遺産分割調停調書の正本または謄本 ・相続預金を承継される方の印鑑登録証明書(発行日から6ヶ月以内)
		③家庭裁判所の審判があった 場合	・審判書の正本または謄本および審判確定証明書 ・相続預金を承継される方の印鑑登録証明書(発行日から6ヶ月以内)
☐	(ニ)	貸金庫契約がある場合 (鍵・カード)	・上記(イ)と同じ書類が必要となります。 ※遺言書や遺産分割協議書に貸金庫についての記載がない場合は、相続人全員の 立合いもしくはご同意が必要となります。
必須	(ホ)	『相続関係届出書』 巢鴨信用金庫所定の書類	・相続関係者の自署・実印による捺印と、必要事項への記入が必要となります。
必須	(ハ)	『振込依頼書』 巢鴨信用金庫所定の書類	・「相続関係届出書」に記載いただいた振込先等をご記入いただきます。
必須	(ト)	お取引いただいていた預金等の 通帳・証書・キャッシュカード等	被相続人(お亡くなりになられた方)が、お取引いただいていた当金庫の預金 通帳・カードや証書・出資証券等が必要となります。
必須	(チ)	相続手続をなさる方の 本人確認書類	・郵送の場合は相続手続をされる方の、ご本人確認書類の写しを同封ください。 (運転免許証<両面>・マイナンバーカード<表面のみ>・資格証明書等)
☐	(リ)	融資取引または保証債務 (保証人)がある場合	・お取引店へ直接お問い合わせください。